

佐賀県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月28日

佐賀県人事委員会委員長 中 野 哲 太 郎

佐賀県人事委員会規則第21号

佐賀県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則（令和元年佐賀県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(週休日の振替等の基準)</p> <p>第6条 第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員に対し、第3条第1項若しくは第3項、第4条又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合の週休日の振替又は4時間の勤務時間の割振り変更（以下「週休日の振替等」という。）については、短時間勤務職員又は常勤職員の例によることを基準とする。ただし、週休日の振替等を行うことができる期間は、勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間の範囲内とする。</p>	<p>(週休日の振替等の基準)</p> <p>第6条 第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員に対し、第3条第1項若しくは第3項、第4条又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合の週休日の振替又は<u>2時間、4時間若しくは6時間</u>の勤務時間の割振り変更（以下「週休日の振替等」という。）については、短時間勤務職員又は常勤職員の例によることを基準とする。ただし、週休日の振替等を行うことができる期間は、勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間の範囲内とする。</p>

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。